

議第152号

令和4年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和4年度滋賀県の水道用水供給事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業費用		千円 4,395,330	千円 2,550	千円 4,397,880
	1 営業費用	4,242,071	2,550	4,244,621

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(資本的収入額 2,369,600千円が補正後の資本的支出額に対して不足する額 5,333,525千円は、減債積立金 582,708千円、建設改良積立金 1,523,398千円、過年度分損益勘定留保資金 2,596,769千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 630,650千円で補填するものとする。)

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 7,702,100	千円 1,025	千円 7,703,125
	1 建設改良費	7,052,956	1,025	7,053,981

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 482,184	千円 3,575	千円 485,759

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造